第49回大阪府在日外国人施策有識者会議 議事概要

（会議概要）  
１．開会  
２．人権局長挨拶  
３．議事  
（1）大阪府在日外国人施策に関する指針の改正について  
（2）大阪府在日外国人施策の実施状況（令和４年度）について  
  
【主な発言内容】＜●：委員（座長含む）、○：事務局＞  
  
□大阪府在日外国人施策に関する指針（改正案）について説明  
  
●前回の会議（R4.11.17開催）のとき、在日コリアンの記述が大きく削減され、歴史的経緯がわからないという意見を述べさせていただいた。パブリックコメントを受けてのいくつかの変更点について評価したいと考えるが、残念ながら、在日韓国・朝鮮人の歴史的経過については、「朝鮮半島は日本の植民地になった」という趣旨の表現がなく、依然、記述不足であると言わざるをえない。学習指導要領では「植民地」という言葉が今も述べられている。  
  
●パブリックコメントでも、歴史的経緯から朝鮮半島の植民地支配についての記述を削除しないでほしいという意見が多かったが、改正案では「領土」となっており、パブリックコメントが尊重されたのか懸念している。若い方々が、大阪に在日コリアンが多く暮らす理由を理解し、よき未来に繋げるために、過去の事実について必要な記述をしていただきたい。  
  
●在日韓国・朝鮮人への差別は、「植民地」という歴史的な経緯があるためというのが委員の訴えたいところである。植民地ということが間違えているということで削除したということではないという点は、委員の意見として共有していると思っている。  
  
●改正案の「７　地域・府政への参画」の部分にエビデンスを加えており、分かりやすくなった。地域活動に参加していない方々が47.9％とのことであるが、外国人に対して生じる偏見や差別の解消には、「協同」作業が適切であることは、社会心理学の「接触仮説」などで指摘されている。今後、ぜひ参画・協同作業部分の拡充をお願いしたい。  
  
●「府内に居住する難民申請者、仮放免者、ウクライナ避難民の市別、男女別、年齢別状況、ならびに、彼らへの生活支援、教育支援の状況を、難民申請者、仮放免者、ウクライナ避難民、それぞれのカテゴリーに分けて、なるべく具体的にお教えいただきたい（資料2-3-8）」ということを質問させていただいたが、回答を見ると、ウクライナ避難民に関する回答はあるものの、その他の難民申請者、仮放免者に関する回答は全くない。大阪府は難民申請者・仮放免者に対して何もしない、取り残していいと考えているのか。何らかの施策を作る予定があるなら、なぜ指針に記載しないのか。  
  
●推進体制の部分について、府の施策を考えていく上で、市町村やNPOと連携した実態把握が重要と考える。調査の実施まで難しいのであれば、効果的な方法を考える必要があるのではないか。  
  
●「植民地」の記載について、歴史の受け止め方のずれが差別の根っこにあると考えたとき、差別解消を進めるためには歴史的なところをきっちり押さえておく必要があるのではないか。学習指導要領や日韓共同宣言等のスタンスに基づく記述はあった方がいい。  
  
●指針の策定プロセスについて、他の多くの自治体と比較しても、もう少ししっかりと時間と労力を割いて丁寧に積み上げていくプロセスが必要だったのではないか。  
  
●今回の指針の内容を具体的に施策に落とし込んでいくためには、例えば、５年ぐらいの期間を区切った外国人施策の計画とか、国のロードマップのようなものを大阪府でも策定するべきではないか。指針だけ作っても施策がどのように進捗しているのか確認できないし、課題がその都度変わっていく中で、見直しも必要になってくると思う。  
  
●国の総合的対応策は平成30（2018）年末から毎年改定版が出ており、それに沿って大阪府でも施策に取り組んでおられると思うが、指針にロードマップのことが入っていないので書き足していただきたい。向こう５年10年をにらんだ多文化共生計画の策定やロードマップの策定が他の自治体でも進んでいるので、そういった視点に立って、大阪府においてもこの指針のそれぞれの項目に沿った具体的な施策推進のためのプランの策定をぜひ求めたい。  
  
●今回の指針の改定においては、今までの指針からいろいろな表現が後退するようなことがあってはならないと思う。前の指針に書かれていたことを踏まえつつ、今回新たに何か課題が生じているならば、新たな課題について書き改めるのはわかるが、植民地支配についての表記や、在日コリアンの課題について、前回の指針から書き換える必要がないところをわざわざ書き換えることは意味がないのではないか。  
□大阪府在日外国人施策の実施状況（令和４年度）について  
  
●外国語ホームページや情報発信について、在留外国人数の規模に応じて順次ご対応いただいているということで安堵した。  
  
○外国人のための冊子「働く前に知っておくべき７ポイント」について、令和５年度からインドネシア語とネパール語の二言語での作成を予定している。その他の言語についても、府内の外国人労働者の割合を見ながら、順次、拡大していきたい。  
  
●外国人はSNS中心のネットワーク利用が多いので、この部分の拡充をお願いしたい。大阪府国際交流財団（以下、「OFIX」）から住民相談も順次行い始めていると聞いており安心はしている。ただ、例えば、今後マイナンバーカードの保険証利用が進んでいった場合など、在留外国人にとっては相談窓口が分かりづらく、相談がOFIXに集中してくると思われる。OFIXは相談が集中した場合に備えて準備をしていただきたい。  
  
○マイナンバーカードに関する制度周知など外国人が取り残されないよう、OFIXと連携しながら進めていきたい。  
  
●OFIXでは、対面あるいはSNSで申請できるとよい。  
  
○トリオフォンサービスは停止になることが決まっているが、コロナ禍で活用が進んでいるzoomなど新たな技術を積極的に取り込むとともに、OFIXの経営の効率化とFAQの充実に力を入れたい。  
  
●在日外国人高齢者はこれからどんどん増えていくので、ぜひ地域の介護システムにおける外国人対応の部分を拡充していただきたい。それとともに、情報の提供について、エビデンスに基づき、これらの情報が適切に届いているのかを随時検証しながらやっていただきたい。  
  
○介護保険の窓口となる各保険者や社会福祉協議会、地域包括支援センター、それ以外も含めて、今後も関係機関と連携しながら制度周知を進めていきたい。  
  
●外国人の就労について、雇用者側からのハラスメント、例えば、ビザの申請とか更新に必要な書類を会社側が出さないなどがあって、会社を辞めざるをえないという報告を留学生などから度々聞く。外国人を雇うとき、文化的な違いだけではなく、ハラスメントの防止という点も含めて雇用者に研修を行っていただきたい。  
  
●今高校に在籍している生徒たちの支援に関わっているが、高校生が途中で退学をしてしまう例を多数聞いているため、未就学・未就労の外国人のその後についての実態把握がどうなっているのか、また、そういう方向けの就労支援窓口はないのか。  
  
○特に外国人に限ったものではないが、ハラスメント全般について、ハラスメント防止に関する啓発冊子を作成してホームページなどに掲載し、また、企業から希望があれば、職員が出向いてハラスメントについての研修を実施するなど、様々なハラスメントの防止への取り組みを進めている。  
  
●日本語の学習機会をどう提供していくかという話で、国では「日本語教育の推進に関する法律」が令和元（2019）年にできてから非常にハイスピードで新しい日本語教育に関連する施策が繰り出されている。その中で、令和４（2022）年11月に「地域における日本語教育のあり方について」という報告がされ、この中で都道府県、政令指定都市による主導的な体制作りが明記されている。そのあたりの方針等についてお伺いしたものである。  
  
●高校レベルでの専門家がもう少しいたらいいと考えて質問させていただいた。  
  
〇予算措置については、生活者としての外国人に日本語学習支援を実施している市町村に対して、文化庁の地域日本語教育の総合的な体制作り推進事業を活用し、補助を行っている。令和４年度の当初予算額としては、2,334万5千円で14市が参画している。令和５年度についても、当初予算案としては約2,500万円を計上しており、引き続き当事業の活用を希望する市町村に対し補助する予定である。  
  
●国の報告には「B1相当の日本語力を保証する」と書いてある。B1というのはだいたい中級の初めぐらいであり、学習費用の負担等を含めた保証というものが現実にどうなっていくのか。  
  
●今回出していただいた回答票の４枚目で、大阪府における外国人の数としてどういう形で外国人がいるのか示されているわけだが、難民申請者・仮放免者は入ってない。つまり、施策の検討や指針の改正にあたり現状がわからない。この点は、データとしては入国管理局に直接聞けばいいわけだから、すぐにわかるはずのことがなされてない。難民に対する処遇というのは、国際機関、特に国連の人権機関からも何度も勧告されている問題であり、当然承知のはずではないか。  
  
●難民に関しては国の政策があり、ウクライナ避難民に関しては大阪府も様々な形で応援している。難民・避難民については、新しい課題として検討いただきたい。  
  
○難民申請者や仮放免者の方が、就労を許可されておらず本当に苦労されているのは認識しているが、一自治体が委員のご質問にお答えするのは難しい。自治体として何ができるのかという点は、今後、課題として認識していかなければならないことではある。  
  
●なぜウクライナ避難民の支援を行い、難民申請者や仮放免者の支援はできないのか。  
  
●難民と避難民の問題は国全体の政策であって、多分、一自治体では難しい課題。大阪府もウクライナを含めて国からいろいろ助成金をいただきながら進めている大きな問題と言える。  
  
●市町村の小中学校（政令市は除く）及び府立高等学校で学んでいる外国人児童・生徒の本名使用率の状況を見ると、韓国・朝鮮籍の子どもたちの本名を名乗っていない割合が多いが、本名を呼び名乗る実践に取り組んできた大阪だから４割もの子どもたちが本名を使用していると理解している。これまでの大阪の教育が蓄積してきた人権教育の中で、子どもたちがアイデンティティについて肯定的に受け止めることができた成果を後退させてほしくない。数字を見て民族的アイデンティティを表現して生活することが在日コリアンも含め外国人の子どもたちにとって実際は厳しいということを委員のみなさまにも共有していただけたと思う。  
  
●新聞報道等によると、大阪や東京では、就学予定の外国籍の子供たちの「把握できず」が非常に多く目立っていた。今回の回答によって理由は分かったが、指針にも把握に努めると書かれているので改善していただきたい。  
  
〇６歳になった外国人児童に対して、公立小学校への入学の有無を問う形で就学案内を送付するが、就学しない場合の返信を求めない市町村があるため、公立学校に就学しない児童の状況が把握しきれないことが原因と考えており、就学状況を把握するよう指導を重ねていく。  
  
●文部科学省の報告書によって、大阪府は就学状況が把握できていないという印象だけが残らないよう、国に対して統計の取り方の変更を要望するなど、検討いただきたい。  
  
●ヘイトスピーチ解消推進条例の制定後、その実効性を高めるにはどうしたらいいのか一緒に考えてほしい。インターネットは大きな課題であり、特に大阪コリア国際学園の放火事件など、犯人がインターネット上の情報を信じて韓国・朝鮮に対する極端な憎悪を持ち犯罪を行ったという意味で、行政のできるところを考えていただきたい。  
  
●委員からの質問への回答を見ると、指針の周知を含め、様々な情報提供、情報発信はホームページで行うとする記載が多い。しかし、外国人住民の情報源はSNSがメインである中、ホームページはあまり見ないと思う。SNSを積極的に活用するなど、様々な形での発信が考えられるのではないか。  
  
●外国人労働者の中には、就業先で差別を受け、権利を剥奪されても、黙って教会や友人に慰めを見つける傾向にある。出身国・地域にいる家族に心配をかけないためにも、自分たちの状況を伝えることは考えられない。●仕事場で、例えば残業代を支払ってもらえないとか、様々な就労場所で問題があったときに、直接相談する場所がないことに対して、どのようにお考えか。  
  
○労働相談センターでOFIXと連携し、通訳を介してハラスメントや残業代不払い等の労働相談を受け、対処の仕方についてアドバイスを行っている。相談したことで不利益を被ることはない。明らかな労働基準法違反であれば国の所管になってくる。  
  
●私は、平成12（2000）年に西日本で設立された、同じ出身国の人々による約25のコミュニティの統括組織の創設者であり、現会長でもある。コミュニティでは、ヘルスケア、社会サービス、災害対策など日本での日常生活に関する情報提供等を行うほか、大阪にある出身国の労働関係機関と連携し、労働者の職場環境、法的支援の紹介、健康上の懸念に関する問題について、その場で労働者に相談を提供している。また、文化的分断の中で日本人と共生するために最善を尽くしている同じ出身国の人々の生活と苦難に焦点を当てたパネルディスカッションを行っている。   
  
●いろんな地域、国別のコミュニティネットワークがあり、大阪の財産と言える。  
  
●他の委員２名からも指摘があったが、指針の内容が策定時から後退している。指針の初めに「グローバル化と関西万博を契機に」と書いてあるように、より積極的な指針を打ち出し、今まで見えていなかった問題を明らかにすることによって、また、英語だけでなくアジアの言語に翻訳し、ホームページでもよいので国際的に発信することによって、大阪を世界にアピールし、インバウンドを高めるための材料として使っていただきたいし、それを期待する人が多い。ところが、内容が後退しており、表現をぼかそうとしている点もある。また、国連から指摘されている問題に関する記述や、改正にあたっての実態調査もない。これから具体的な施策をしていく中で、大阪のアピールになるようなものになることを期待している。  
  
●新たに外国の方々が大阪へ来るに伴い、親に連れられて、言葉も文化も全く違う子どもたちがたくさんいることを肌で感じている。在日韓国・朝鮮人が大阪で暮らす外国人の８、９割を占めていた時代に大阪府が他の自治体に先んじてやってきたことを財産として、新しく来た外国の方に対しても、大阪の街が本当に多様性を受け付け、包摂性があり、みんなが幸せになれる街になれるようともに目指していきたい。これまでの人権教育の成果は、新しく日本に来た子どもたちの教育にも大事な示唆を与えている。ぜひ後退することがないようにしていただきたい。  
  
●我々が日本に来たばかりの頃は辛い体験もあったが、大阪は国際化を目指してだんだん明るくなってきた。関西・大阪の経済活性化のために、外国人の力を生かし繋げることが大きな課題ではないか。